

民法の改正案について

政府は3月13日に民法改正案を国会に上程し、今後、衆議院と参議院を通過後に最終的に可決されれば、それぞれ順次施行される見込みです。この改正には、相続に関する内容が含まれており、その内容を簡単に解説し、相続税に影響する可能性のあるポイントにも触れながら紹介します。

1. 成人年齢の引き下げ

成人年齢が20歳から18歳に引き下げになります。

民法上の成人となれば、親などの同意がなくても契約を結ぶことが可能であり、相続に関連する契約であれば遺産分割協議が該当することになります。つまり18歳から遺産分割協議を自身の意思で行うことになります。

《相続税の改正の可能性》

現行の相続税法では、未成年者控除は20歳までですが、この改正に伴い18歳まで引き下げられる可能性があります。

2. 遺留分の算定、相続開始前の10年間に限定

遺留分の算定方法が見直され、相続人に対する贈与は相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分算定のための財産額に含まれます。なお、相続人以外であれば、これまでどおり相続開始前1年間の贈与に限り、遺留分算定のための財産に含まれます。

なお、贈与者及び受贈者が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、これまでどおり期間の制限はありません。

《生前贈与加算との関係》

現行の相続税法では、相続又は遺贈により相続財産を取得した者は、被相続人からその相続開始前3年以内に贈与を受けた財産について加算されることになっています。今回の改正で10年間に限定されることになったとはいえ、税務上の取扱いよりも遺留分の範囲は広いため注意は必要です。

3. 自宅に住み続けられるように配偶者の居住権を確保

配偶者の居住権を短期的又は長期的に保護するための方策が設けられます。

遺産である建物に相続開始の時に無償で居住していた配偶者は、建物の遺産分割が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、無償で使用する権利（以下「配偶者短期居住権」とします。）を有します。

上記に加え、遺産である建物（相続開始の時にその建物を配偶者以外の者と共有していた場合を除きます。）に相続開始の時に居住していた配偶者で、次のいずれかに該当するときは、その建物を無償で使用する権利（以下「配偶者居住権」とします。）を取得します。

- (1) 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき
- (2) 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
- (3) 被相続人と配偶者との間に、配偶者に配偶者居住権を取得される旨の死因贈与契約があるとき

なお、配偶者が配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権を有しないこととなります。

《相続税の財産評価》

上記の居住権が相続税における相続財産の評価に影響する可能性があります。

4. 生前贈与を受けた自宅を特別受益の対象外に

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住している建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、特別受益の持戻しを免除されます。改正前においては、特別受益の対象とされており、相続財産に持戻して、法定相続分や遺留分の算定のための財産に含まれていました。

5. 介護等を行った「相続人以外の親族」に金銭請求権が認められる

相続人以外（相続の放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除きます。）の特別寄与者である親族が、被相続人の療養看護等を行った場合に、その被相続人の財産の維持又は増加に一定の貢献をしたときは、相続開始後、相続人に対し金銭（以下「特別寄与料」とします。）の支払いを請求することができる制度が設けられます。

6. 自筆証書遺言の財産目録記載の緩和

自筆証書遺言に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合、その目録については自書でなくても問題なくなります。（財産目録1枚ごとに、署名・捺印が必要となります。）

これに加えて、法務局に自筆証書遺言を法務局に保管を申請できるようになります。なお、遺言者の相続発生後に限り、遺言者の相続人又は受遺者は、自筆証書遺言の存在の確認、閲覧及び書面交付を請求することができます。そのため、この場合には、家庭裁判所での検認手続は不要となります。